

厚木市指名競争入札参加者に関する特例基準

(目的)

第1条 この基準は、厚木市契約規則（平成14年厚木市規則第33号。以下「規則」という。）第19条に基づき定めた厚木市業務委託に係る指名競争入札参加者指名基準（平成23年4月1日施行）第4条及び厚木市物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準（平成21年1月1日施行）第4条に定める指名競争入札参加者（以下「参加者」という。）の指名数の特例に必要な事項を定め、厚木市内に本店がある者（以下「市内事業者」という。）の受注機会を拡大し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(指名数)

第2条 参加者の指名数は、次の各号に定めるとおりとし、指名は、市内事業者、厚木市内に支店等の受任地がある者、神奈川県内（厚木市を除く。）に本店又は支店等の受任地がある者、その他の者の順に、指名数に達するまで行うものとする。

- (1) 市内事業者数が厚木市業務委託に係る指名競争入札参加者指名基準第4条第1項及び厚木市物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準第4条第1項に定める指名数（以下「標準指名数」という。）以上である場合は、標準指名数
- (2) 市内事業者数が1人以上かつ標準指名数未満である場合は、標準指名数にかかわらず、別表に掲げる種別及び設計金額に応じて、同表に定める指名数
- (3) 前2号に該当しない場合は、標準指名数

2 前項の規定にかかわらず、同項の指名数を確保することが困難であると認められる場合は、この限りでない。

附 則

この基準は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種別	設計金額	指名数
業務委託	500万円未満	3人以上
	500万円以上2,000万円未満	5人以上
	2,000万円以上	8人以上
物品の買入れ 及び製造請負	300万円未満	3人以上
	300万円以上2,000万円未満	5人以上
	2,000万円以上	8人以上